

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

中国における特許出願の早期権利化について

中国では経済の急速な成長に伴って知的財産権保護はますます重要視されています。2012年中国国家知識産権局で受理したPCT国際出願は2.0万件あり、特許、実用新案、意匠の出願件数は205.1万件に達し、その中で、中国国家知識産権局で受理した国内の発明特許出願が53.5万件、外国の発明特許出願が11.8万件あり、出願件数は2年連続で世界第1位の座を維持しました。また、2012年、中国専利復審委員会は、不服審判案件を1.7万件、無効審判案件を2500件余り受理しました。このような膨大な量の審査待ち出願に対して、如何に早期権利化を図り、早期に保護を受けるかは、検討に値する課題です。以下、審査スピードを加速でき、早期権利保護が受けられる幾つかの方法を比較検討しながらご案内いたします。

1、発明特許出願優先審査

2012年8月1日より施行された《発明専利申請優先審査管理弁法(発明特許出願優先審査管理方法)》には、国家知識産権局は出願人の申請に基づき、かかる要件を満たした発明特許出願について優先審査を行い、優先審査申請が認められた日から一年以内に結審すると規定されています。すなわち、当該管理方法によれば、かかる要件を満たした発明特許出願について、実体審査請求を提出した後(優先審査を申請するには、現地知識産権局の捺印した「発明専利出願優先審査請求書」の提出が要求され、また、実体審査段階に入っていることが当該請求書の成立条件となるため、優先審査請求書に先行して実体審査請求を提出する必要がある)、早急に優先審査申請を提

出すれば、最も早い場合、出願日から起算して1～1.5年程度で権利化することができ、すなわち、通常の発明特許審査手続きより1年も早く権利を取得することが可能です。ただし、優先審査の申請可能な発明特許について様々な条件が設定されており、通常の出願に比べて、行政手続きは複雑というデメリットがあります。

2、中日特許審査ハイウェイ(PPH)

《中華人民共和国国家知識産権局与日本特許庁关于專利審査合作意向的聯合声明(特許審査協力の意向に関する中華人民共和国国家知識産権局と日本国特許庁の共同声明)》に基づき、中日特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムは2011年11月1日に開始され、出願人が「中日專利審査高速路(PPH)試点項目下向中国国家知識産権局(SIPO)提出PPH請求的流程(中日特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムに関する中国国家知識産権局(SIPO)への申請手續)」に従ってSIPOにPPHを申請することができます。当該プログラムは1年間の試行期間が設定されているが、2012年11月にさらに1年間延長され、2013年10月31日に終了することになります。

現在の審査実務によれば、自発補正期間で自発補正を行うと同時にPPHを申請する場合、申請が受理される日から3～4ヶ月に一回目の審査意見通知書が出されることになり、通常の場合における実体審査請求から一回目の審査意見通知書が出されるまでの一年間の実体審査順番待ち期間に比べて、少なくとも8ヶ月の待ち時間を短縮することができます。

3、特許と実用新案を同時出願

現在の中国特許審査実務では、発明特許は権利化まで2～3ヵ年程度要するのに対して、通常実用新案は1年以内に権利化することができます。このため、実用新案として出願できる製品の構造に係わる発明について、実用新案と発明特許を同時に出願することにより、実用新案権による製品の早期保護は図れます。発明特許について権利が付与されると、実用新案権を放棄し、最終的に安定な特許権を獲得することができます。

	権利化までに要する時間 (出願日より)	申請条件	留意事項
通常の発明 特許出願	2～3ヵ年	-	-
優先審査	優先審査申請が認められた日から一年以内に結審、最も早い場合には、出願日から権利化まで1～1.5ヵ年	実体審査段階に入った発明特許、電子出願、特定の技術分野／重大な意義を持つ／初めて中国に出願	行政手続きが複雑で、各種の申請材料を現地の知識産権局に提出する必要がある
PPH	従来の1年間の実体審査順番待ち期間に比べて、少なくとも8ヵ月の待ち時間を短縮可能、最も早い場合には、出願日から権利化まで1.5ヵ年	対応する日本出願／PCT出願に、特許可能と判断されたクレームがある、中国出願のクレームは当該特許可能と判断されたクレームと対応している	クレームを補正する場合、法律に規定された時期で補正しなければならず、補正時期を過ぎると、補正は受け入れられず、PPHも受け入れられない
特許と実用 新案を同時 出願	実用新案権について権利化まで1ヵ年、発明特許について権利化まで2～3ヵ年	発明特許出願と実用新案出願を同日に提出する	発明特許出願と実用新案出願と二つの出願の費用を負担する必要があり、実用新案の保護客体の要求に適合するもののみ適用される

以上の審査ルート以外、また、以下の手段を活用することにより審査期間を短縮することができます。

- 1、出願の提出と同時に実体審査請求を提出することにより、できるだけ早く実体審査手続きに入ることが可能となり、実体審査順番待ち期間の短縮が図れます。
- 2、一回目の審査意見通知書に応答するとき、指摘事項の補正と同時に審査員に指摘されていない形式的不備を補正します。通常、一回目の審査意見通知書で全てのクレームの新規性や進歩性を否定する場合、形式上の不備(例えば、多項従属多項、引用の基礎のない「前記」など)を指摘しないこともあるが、一回目の審査意見通知書に応答するとき、再度の審査意見通知書を受けないように、新規性／進歩性欠如の不備を解消すると同時に、その他の形式上の不備も解消することができれば、審査手続きの節約が図れます。

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com